

【参考資料1】埼玉県地域防災計画(令和3年3月) 主な修正事項一覧

※埼玉県「主な修正事項【補足資料2】」を参照し、作成

・黄色ハッチは、市町村に関わる事項	・赤字は、R3久喜市地域防災計画の改訂に関わる事項
<b>第1編 総則</b>	
<b>第2章 防災体制 第1節 防災機関等の役割 第3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割</b>	
指定地方行政機関の追加	・関東地方測量部・第三管区海上保安本部・関東地方環境事務所・北関東防衛局の追加
<b>第2章 防災体制 第2節 防災体制</b>	
配備区分	・災害対策本部設置基準の見直し(県)
市町村情報連絡員	・市町村情報連絡係の新設、危機管理・防災予備員の積極活用の旨を追加(県)
電源等の確保	・病院等の重要施設について、電源車等の配備先の候補案の作成を追加(県)
<b>第2編 震災対策編</b>	
<b>第2章 施策ごとの具体的計画 第1 自助、共助による防災力の向上</b>	
ボランティア等の活動支援体制の整備	・埼玉県災害ボランティアネットワーク「彩の国会議」等との情報共有を追加。(県)
<b>第2章 施策ごとの具体的計画 第2 災害に強いまちづくりの推進</b>	
孤立化地域対策	・道路閉塞した路線に代わり、代替機能を有する道路の整備推進を追加。(県)
<b>第2章 施策ごとの具体的計画 第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保</b>	
道路整備の推進	・早期整備道路の更新(新大宮上尾道路他)(県・国)
廃棄物処理施設の震災予防対策	・施設における災害時の人員計画・連絡体制・復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等の準備を追加(県・市町村)
通信設備の震災予防対策	・衛星携帯電話等の市町村指定避難所等への設置による通信確保の準備を追加(NTT東日本・NTTドコモ)
<b>第2章 施策ごとの具体的計画 第4 応急対応力の強化</b>	
防災活動拠点	・広域支援拠点・災害時物流応援団地を追加(県)
応援受入体制の整備	・「埼玉県広域応援計画」に基づき、外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れる体制確保。(県) ・外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するため、「応援計画」の策定に努める旨を追加。(市町村)
市町村の災害対策本部の設置	・市町村の行政機能の確保状況の報告を追加(県・市町村) 震度6弱以上の地震を観測した市町村は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境(庁舎施設等)は整っているかについて県(統括部)へ報告。 (第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告。)
県の応援要請等	・警察災害派遣隊・海上保安庁への応援要請を追加(県)
市町村の応援要請	・「埼玉県・市町村の相互応援制度」に基づく応援要請を追加(県・市町村) ・「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援職員の派遣要請を追加(県・市町村) ①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援 ②被災市区町村が行う災害対策マネジメントの支援
<b>第2章 施策ごとの具体的計画 第5 情報収集・伝達体制の整備</b>	
災害情報の収集・伝達	・映像による災害情報の共有・分析(防災映像情報システム)を追加(県) ・SNS情報の収集・分析を追加(県) ・ドローンによる被害情報調査を追加(県) ・各関係機関が行う情報提供において、要配慮者や外国人等に配慮した伝達を行う旨を追加
広聴広報活動	・広報内容に「被災者生活支援に関する情報」を追加(市町村)
<b>第2章 施策ごとの具体的計画 第6 医療救護等対策</b>	
医療・助産救助活動	・保健医療調整本部、埼玉DHEATの派遣を追加(県)
精神保健活動	・埼玉DPATの派遣を追加(県)
埋・火葬の調整及び斡旋	・埋火葬資材の不足等に対し、被災市町村からの協力あつせん要請があった場合、協定締結団体へ協力要請を追加(県)
<b>第2章 施策ごとの具体的計画 第8 避難対策</b>	
住民への周知	・指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等に「近隣の安全な場所」への移動、「屋内安全確保」を行うべきを住民に周知することを追加(市町村)
避難所の管理運営	・要配慮者や女性のために必要とされる物資の拡充(市町村) ・避難所における新型コロナウイルス感染症対策を追加(県・市町村) ・避難所における生活・衛生環境等の把握及び改善・措置等(仮設トイレの設置等)について追加(市町村) ・必要に応じて、旅館やホテル等を避難所として開設することを追加(市町村)
避難所外避難者対策	・車中泊者や在宅避難者等の避難所外避難者の情報把握、生活環境の確保(市町村) ・車中泊者に対し、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストックの配布等を実施(市町村)
<b>第2章 施策ごとの具体的計画 第9 災害時の要配慮者対策</b>	
避難所における要配慮者への配慮	・災害派遣福祉チームの活動を追加。社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チームを避難所に派遣(県)
<b>第2章 施策ごとの具体的計画 第10 物資供給・輸送対策</b>	
物資調達等に関する情報共有	・物資調達・輸送調整等支援システムを物資の調達・輸送・供給に関する情報共有を追加(県・市町村)
飲料水の供給	・震災時等給水に関する覚書を締結した市町村については、県給水拠点において、市町村自ら給水できる旨を追加(県・市町村)
<b>第2章 施策ごとの具体的計画 第11 県民生活の早期再建</b>	
がれき処理等廃棄物対策	・仮置場を管理・運営(搬入や分別等)する体制・資機材配置を整備すると共に、広域連携(他自治体・民間廃棄物処理業者)による対応を検討する旨を追加。(県・市町村) ・市町村の災害廃棄物処理実行計画の作成支援又は広域対応が必要な場合、県が実行計画を作成、進行管理を行う旨を追加。(県・市町村) ・必要に応じ、市町村が参加する協議会を設置し、情報収集・提供及び相互協力体制構築を図る旨を追加。(県・市町村)
石綿飛散防止対策	・石綿の飛散防止対策の実施について追加(県・市)
災害救助法の適用	・救助実施市に指定されたさいたま市の役割と県と救助実施市の連携の確保について追加。(県・さいたま市)
罹災証明書の発行	・被災者支援を迅速に行えるよう罹災証明書の発行体制の整備(市町村) ・災害時における住家被害調査等に係る説明会の開催、人的応援やノウハウの提供等被災市町村への支援(県・市町村)
生活再建等の支援	・災害援護資金貸付利率を年3%以内で市町村の条例により設定する旨を追加。埼玉県・市町村半壊特別給付金制度の新設(県・市町村)※資料編修正で予定:災害救助法実費弁償基準の更新
<b>第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置</b>	
南海トラフ地震臨時情報発表に伴う措置	・「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う措置」に変更。南海トラフ地震臨時情報発表時に住民、企業等に対する注意喚起を実施(県・市町村)
<b>第5章 火山噴火降灰対策 第2 実施計画</b>	
火山噴火降灰対策	・気象庁による降灰予報の発表内容を変更(国)
<b>第3編 風水害対策編</b>	
<b>第2章 施策ごとの具体的計画 第1 自助、共助による防災力向上</b>	
適切な避難行動に関する普及啓発	・「早めの準備、的確な避難行動により自らの命を守る」という避難の考え方を追加 マイ・タイムラインの作成(県・市町村)
<b>第2章 施策ごとの具体的計画 第2 災害に強いまちづくりの推進</b>	
水害・土砂災害予防	・水防法・土砂災害防止法改正に伴う修正・追加(県・市町村)
中小河川等対策	・洪水浸水想定区域指定河川以外の浸水情報を市町村へ提供する旨を追加(県) ・洪水予報河川等に指定されていない中小河川についての水害リスク情報を住民へ周知する旨を追加(市町村)
<b>第2章 施策ごとの具体的計画 第4 応急対応力の強化</b>	
土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報	・土砂災害警戒判定メッシュ情報を追加(県・国)
<b>第2章 施策ごとの具体的計画 第7 避難対策</b>	
避難時の役割	・避難勧告等に関する市町村長への助言を追加(県)
避難情報の発令	・避難勧告等に関するガイドラインの改定(5段階の警戒レベル等)を踏まえた修正・追加(市町村) ・指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等に「近隣の安全な場所」への移動、「屋内安全確保」を行うべきを住民に周知することを追加(市町村)
<b>第5章 雪害対策 第3 実施計画</b>	
雪害対策(警備・交通規制)	・対応者に道路管理者を追加。県警と道路管理者が連携して対応。(県・県警)
<b>第5編 広域応援編</b>	
広域連携の枠組み	・国等が関与して全国的に行われる応援職員派遣の仕組みを整理(国)
広域応援要員の派遣	・相互応援協定など、派遣スキーム採用の考え方を整理(県)